

令和6年度「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルなごや)」
プロモーション業務委託仕様書

1 委託業務名

令和6年度「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルなごや)」プロモーション業務

2 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日(月)

3 委託料上限

9,600千円(消費税及び地方消費税を含む)

4 業務の目的

世界的に関心が集まるウェルネスツーリズムに着目して令和4年度より開始した都市型ウェルネスツーリズム「Wellnestyle NAGOYA(ウェルネスタイルなごや ※1)」(以下、「当事業」という。)について、3年目となる令和6年度は、当事業ブランドを周知するとともに、関連する商品・サービスの周知拡大や利用の促進を関連事業者と連携し行い、観光需要や観光消費の拡大を当事業の目的とする。

※1 Wellnestyle NAGOYA・・・よりよく生きるという意味の「Wellness」と、考え方や行動の仕方を意味する「Style」を組み合わせた造語

5 業務の概要

- (1) 他地域のウェルネスツーリズムとの差別化を図り、当事業のブランドイメージを定着させることを目指し、関連事業者による商品造成・提供や業務連携等を支援する。
- (2) 全国の20代～40代女性層をコアターゲットとし、ウェルネスツーリズムを目的とした来訪意欲の向上、観光消費の拡大を促すプロモーションを企画・実施する。
- (3) 事務局を設置し、前年度までの業務内容を踏まえて、当事業のポータルサイト、当事業に参画している事業者(以下、「フレンズ(※2)」という。)、ロゴ・認証等に関する管理運営を行う。

※2 フレンズ・・・令和6年2月現在:179事業者(美容健康・教育文化・エンタメ・施設運営・宿泊施設・飲食・医療・サービス・旅行・その他)

- (4) 名古屋市が包括連携協定を結んでいる企業団体と連携を求める場合がある。

6 委託内容

(1) 観光・宿泊等関連事業者との連携

- ア 当事業についての観光・宿泊等関連事業者の理解が深まるよう広く周知すること。
- イ 名古屋へのウェルネスツーリズムを目的とした来訪意欲の向上、及び観光消費の拡大につながる商品等の造成に向けて、ビューロー・フレンズ間の連絡・調整を行うこと。

- ウ 当事業についての理解促進や、商品等の事例紹介、フレンズ同士の連携強化等を目的とする交流会を 1 回以上企画・実施すること。なお、初回は当該年度の第1四半期中とすること。
- エ フレンズが商品等の造成やプロモーション活動、事業連携に自主的に取り組める仕組みを構築すること。
- オ 名古屋への来訪者に対して、ウェルネス関連コンテンツの利用を促進するキャンペーンを企画、実施すること。
- カ 名古屋ウィメンズマラソン等の大規模スポーツイベント参加者・観覧者に対して、ウェルネス関連の商品等を提供する仕組みを構築し利用促進を図るとともに、当該イベントを活用した当事業のブランド浸透を図ること。
- キ 上記オ及びカの実施に際して、観光需要や観光消費の拡大に資する手段を提案すること。

(2) ブランドプロモーションの実施

- ア 健康志向・美容意識の高い 20 代～40 代女性層をコアターゲットとし、首都圏や関西圏を対象としたSNSやWEBによる広報、又はインフルエンサーを活用した発信等により、当事業を浸透させるプロモーションを実施すること。
 - イ 関連事業者に対して当事業への理解の促進及び関心の向上を図り、商品等の提供を求めること及び誘客対象に向けて商品・サービス等の情報を分かりやすく提供するための、ポータルサイト・コンテンツ作成等の運営管理(※3)を行うこと。
- ※3 現行ポータルサイトを継続的に活用しながら、コンテンツの充実に努めること。ただし、令和 5 年度の受託事業者からの引継ぎは、受託者の費用負担にて行うこと。

(3) 展示会等への出展及びセールス活動

- ア ウェルネス又は観光に関連する展示会や商談会等への出展・参加について、概ね当該年度の上半期末までに実施すること。
- イ 当事業を周知するために、ウェルネスに関連する施設、コンテンツ、イベント等の利用・提供可能な時期を踏まえて、インフルエンサー等のネットメディアの招へいによる取材受入を企画・実施し、ネット利用者層へ発信することにより潜在市場へ訴求を図ること。
- ウ ビューローが実施する観光・MICE 関連のセールス&プロモーションと連携し、観光展や商談会等への出展・参加の機会を活用した当事業のPRを行うこと。

(4) 事務局の運営

事務局を設置し、ポータルサイト及び SNS の運営・管理、フレンズとの連絡調整・情報共有、ロゴ・認証制度の管理等を行うこと。なお、ロゴ・認証制度自体は、ビューローが主管となる。また、フレンズの管理を令和 5 年度の受託事業者から引き継ぐこと。ただし、引継ぎの費用が発生する場合には、受託者の負担にて行うこと。

(5) その他

上記に掲げた各事項の履行とは別に、当事業のセールス&プロモーションに資する独自の企画を提案すること。

7 成果品

- (1) 当事業のプロモーション業務に関する事業報告書(A4判)2部
- (2) 当事業のプロモーション業務に関するWEBサイト
- (3) その他、上記に係るデータ等

8 その他

- (1) 本仕様書は委託内容の大要を示すものであり、その他軽微な事項及び本書に記載のない事項であっても、契約金額の範囲内で実施すること。
- (2) 受託者は、業務上において疑義が生じた場合はビューローに報告し、協議の上で業務を遂行すること。なお、ビューローと受託者の協議にかかる最終判断はビューローが行うものとする。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況について、ビューローと月一回以上打ち合わせを行うこと。
- (4) 業務の履行にあたり、事業の進捗管理及び適切な実施時期の設定に留意すること。
- (5) 翌年度事業が継続する場合は、翌年度の受託者へ業務を引き継ぐこと。

9 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務上必要な事項を熟知の上、法令規則、本仕様書、別記にある特約条項等及びビューロー職員との協議により業務を行うこと。
- (2) 一括再委託の禁止
受託者は、本事業の全部を一括して再委託できない。なお、本事業の適正な履行を確保するため、受託者が本事業の一部を再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、ビューローの承認を受けること。
- (3) 信用失墜行為の禁止
受託者は、名古屋市及びビューローの信用を失墜する行為をしてはならない。再委託を行った場合は、再委託先も同様とする。
- (4) 受託者は、本事業において知り得た情報について、管理・保管に十分留意するとともに、外部へ漏洩させないこと。再委託を行った場合は、再委託先も同様とし、その管理監督責任は受託者が負うものとする。また、別記情報取扱注意項目を遵守すること。
- (5) 本業務における成果物及びその著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに規定する権利をいう)は、無償でビューローに帰属するものとする。中間成果物として納品された図面や写真等は、契約期間中であっても受託者の承諾無く自由に使用及び改変できるものとする。
- (6) 本業務における成果物は、著作権等の処理を済ませた上で納入すること。なお、著作

権等に関する紛争が生じた場合は、すべて受託者の責任と負担で対応すること。

(7) 他者の著作権等を侵害することのないよう、十分配慮すること。

(8) 妨害又は不当要求に対する届出義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、発注者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。また、受託者が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

(9) 障害者を理由とする差別の解消の推進

受託者は、本件業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。)及び愛知県障害者差別解消推進条例(平成 27 年愛知県条例第 56 号)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領(平成 28 年 1 月策定。以下「対応要領」という。)に準じて、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供その他障害者に対する適切な対応を行うものとする。また、適切な対応を行うに当たっては、対応要領にて示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。なお、受託者は、本件業務を履行するに当たり、本件業務に係る対応指針(法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

(10) 本事業の実施にあたっては、事前にビューローと十分に調整すること。また、受託期間中を通じ、進捗状況や今後の進め方等について逐次ビューローに報告するとともに、必要に応じて打合せを実施すること。

(11) 受託期間中は、業務の経過全般を常に把握している専任の担当者(ビューローとの連絡調整担当者)を配置し連絡調整、打合せ等を実施すること。

(12) 本事業を遂行する上で必要な一切の経費は、受託者が負担すること。

10 問い合わせ先

(公財)名古屋観光コンベンションビューロー

おもてなし部おもてなしグループ 担当:黒田、中山

〒460-0008 名古屋市中区栄二丁目 10 番 19 号 名古屋商工会議所ビル 11 階

TEL(052)202-1677 FAX(052)231-0922 e-mail omotenashi@ncvb.or.jp